

平成20年第2回定例会に提出された議案の内容と審査結果

税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税限度額が設定されたため、条例の一部を改正するものです。

該路線を廃止して、普通財産に切りかえるものである。

○専決処分の承認を求めることについて
 〔原案承認〕

○境町健康づくり協力量員については町が実施する保健予防事業に協力をいただいているが、今年度から医療制度の改正により医療保険者が「特定健診・特定保健指導」を実施することとなり、協力量員の役割を一部変更したことから、報酬額を変更したため条例の一部を改正するものです。

○境町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
 〔原案可決〕

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」施行に伴い、条例の全部を改正するものです。

○境町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
 〔原案可決〕

再任用制度の活用に伴い、所要の改正をするものです。

○境町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
 〔原案可決〕

地方税法等の一部を改正する法律等により後期高齢者支援金分等に係る国保税の賦課基準が示され、国保

○境町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について
 〔原案可決〕

公営住宅における暴力団員による事件が全国的に頻発していることから、町営住宅の住居者や周辺住民等の安全と平穏を確保するため、条例の一部を改正するものです。

○平成20年度境町一般会計補正予算(第1号)について
 〔原案可決〕

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6千28万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2千28万6千円とする。

○平成20年度境町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
 〔原案可決〕

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億2千2万円を追加し、歳入歳出歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4千22万円とする。

○平成20年度境町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)
 〔原案可決〕

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6千29万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9千149万8千円とする。

○町道路線の廃止について
 〔原案可決〕

境町大字塚崎字上坪地内において学校用地(静小学校)利用に伴い当

○平成20年度境町一般会計補正予算(第2号)
 〔原案可決〕

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2千58万6千円とする。

○境町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
 〔原案可決〕

副町長の不用意な発言のため、町長及び副町長の給料を3ヶ月間10%減らすものです。

○境町議会委員会条例の一部を改正する条例案について
 〔原案可決〕

総務部交通防災課と民生部生活環境課が統合し、総務部生活安全課となったため条例の一部を改正するものである。

○境町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について
 〔原案可決〕

議員の調査研究活動のさらなる充実や議会の審議機能を強化するため政務調査費の交付方法を変更するものである。

○日本たばこ産業跡地有効利用プロジェクトに関する動議
 〔原案可決〕

日本たばこ産業跡地有効利用プロジェクトに関する動議
 (百条特別委員会の設置)
 〔原案可決〕

一般質問

議席13番 稲葉 穆 議員



J・T跡地売買に関する監査委員会裁定について

Q: J・T跡地売買契約に対する住民監査請求の是非について
 監査請求は趣旨とそぐわないものと判断されているが外的圧力があつたのか弁護士の見解だけで議事録がない。許容範囲といっているがその法的裏付けがない。

Q: 財産処分議決と売買契約書の関連と町長裁量権の範囲について売買契約書第7条「ウエルシア関東はプロジェクトポータル募集要項に基づき事業計画書が満足しなければならない」。

Q: 募集要項には提案内容の変更は出来ないと記されている。
 内容変更は契約の変更であり、再議決が必要であるが、監査委員が一定の裁量の中があると判断している裁量権、許容範囲はいかなるものか。

Q: 宮本不動産鑑定評価額と財産的損害について

宮本鑑定事務所の意見に基づいて場

所は譲渡予定価額を設定したという11月1日 境町は譲渡予定価格を36,300円/m、11月13日 宮本鑑定事務所の評価額38,500円/m、6月8日 サテイ跡地宮本鑑定事務所評価額43,500円/m、境サテイ跡地と比較するとだいぶ評価額が違うが。

Q: 土地売買契約書については、第5回検討委員会において、売却契約条件の提示として、1. 契約者は契約締結後早急に具体的な事業実施について、町と共同作業により策定すること。2. 契約者は、10年間は対象物件を売買、贈与及び交換等による所有権移転、又は使用貸借・賃貸借その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定しないこと。3. 前記の何らかに違反した場合、「契約解除又は売買代金〇〇%の違約金を徴するものとする。」と説明があつたが、ウエルシアとの売買契約書では何故に外したのか、意図的にしか考えられない。

Q: 契約の締結については高松高裁判例に、契約については公正ならびに



議席10番 齊藤 政一 議員